

〈あましん〉教育資金一括贈与専用普通預金

# 孫思い

本預金は平成25年度税制改正における  
「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」専用の  
普通預金口座です。



## 取扱期間

新規口座開設 平成25年7月9日～令和5年3月31日

## 預入金額

1円以上 1,500万円以下

## ご利用いただける方

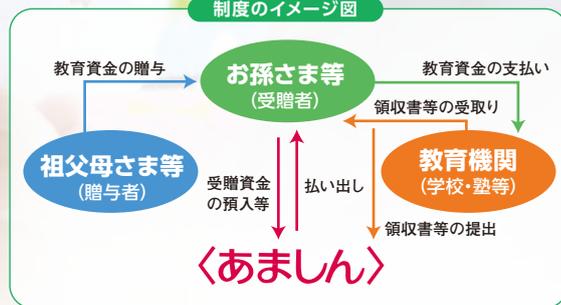
直系尊属(曾祖父母・祖父母・父母等)から贈与契約書により  
教育資金を受贈した満30歳未満の個人

- ※開設可能な専用口座はお一人さまにつき1口座です。
- 専用口座を開設した場合、他の支店・金融機関での専用口座の開設はできません。
- ※お申込人が贈与等を受ける年の前年における合計所得金額が1,000万円を超える場合には、本制度はご利用いただけません。

## 注意事項

- 当金庫は口座開設時にお申込人(預金者)と教育資金管理特約をお申込人に交付し、教育資金管理を行います。
- 教育資金を贈与する贈与者は教育資金の贈与を受ける受贈者(お申込人)の直系尊属(曾祖父母、祖父母、父母)に限ります。
- お申込人が既に他の金融機関や当金庫の他の店舗に「教育資金非課税申告書」を提出されている場合、本預金のご利用いただけません。ただし、既に教育資金管理契約が終了している場合を除きます。

## 制度のイメージ図



非課税措置の対象となる教育資金の範囲、「学校等」・「学校等以外」の区分、「領収書等」についての詳細は文部科学省作成の「教育資金の一括非課税措置について(文部科学省ホームページ)」をご参照ください。

◎文部科学省ホームページ  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kaikai/zeisei/1332772.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kaikai/zeisei/1332772.htm)

詳細については「窓口」または「フリーダイヤル」まで  
お問い合わせください。

〈あましん〉ホームページを  
お気軽にご利用ください。  
<https://www.amashin.co.jp>



尼崎信用金庫  
AMASHIN



フリーダイヤル相談コーナー (ご利用時間 平日/9:00~18:00)  
フリーダイヤル 0120-26-0556

令和3年4月1日現在

# 商品概要

<b>商 品 名</b>		<b>教育資金一括贈与専用普通預金「孫思い」</b> ※租税特別措置法に基づく教育資金非課税措置の適用を受けるための口座																
<b>販 売 対 象</b>		直系尊属(曾祖父母・祖父母・父母等)から贈与契約書により教育資金を受贈した満30歳未満の個人 ※開設可能な専用口座は一人さまにつき1口座です。専用口座を開設した場合、他の支店・金融機関での専用口座の開設はできません。 ※お申込人が贈与等を受ける年の前年における合計所得金額が1,000万円を超える場合には、本制度はご利用いただけません。																
<b>取 扱 期 間</b>		新規口座開設 平成25年7月9日～令和5年3月31日																
<b>預 入</b>	<b>預入方法</b>	口座開設店の窓口で随時お預入れいただけます。 ※直系尊属から贈与を受けた日から2ヵ月以内かつ令和5年3月31日までに金銭を預入いただけます。※預入にあたっては、「贈与契約書」及び「教育資金非課税申告書(追加教育資金非課税申告書)」等をご提出いただけます。																
	<b>預入金額</b>	1円以上1,500万円以下	<b>預入単位</b> 1円単位															
<b>払 戻 方 法</b>		<p><b>原則としてお申込人の教育資金の支払にあてた資金に限り払戻しできます。</b></p> <p>※専用口座から払戻す資金を教育資金としてご利用されることを確認するため、学校等からの領収書等をご提出いただけます。なお領収書等の提出がない払戻しや教育資金以外の払戻し等については非課税措置の適用を受けることができません。払戻しの際は、教育資金として必要となる金額をご確認のうえ、お手続きいただきますようご注意ください。</p> <p>※教育資金以外の目的で払戻しも可能ですが、その場合非課税措置の対象外となります。</p> <p>専用口座からの払戻し方法は、以下の2つの方法があります。お客さま等のご都合に合わせてご利用いただけます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>都度方式</th> <th>後日方式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>払戻方法</td> <td>教育資金を一旦お支払いいただいた後、領収書のご提出とともに、専用口座から払戻しをしていただけます。</td> <td>あらかじめ専用口座から払戻した資金で教育資金を支払い、後日領収書等をご提出いただけます。</td> </tr> <tr> <td>受付店舗</td> <td colspan="2">当金庫店舗窓口 (口座開設店のみ可)</td> </tr> <tr> <td>払戻し時の必要書類等</td> <td>通帳、届出印、領収書等(原本)、領収書等明細一覧</td> <td>通帳、届出印</td> </tr> <tr> <td>領収書等(原本)提出</td> <td>払戻し時に窓口へ提出いただけます。</td> <td>翌年3月15日までに領収書等明細一覧とともに窓口へ提出いただけます。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記払戻方法は口座開設時に選択していただけます。一度選択すると後日払戻方法を変更することはできません。          ※非課税措置を受けるためには、教育資金にお支払されたことを証明する領収書等を、期限までに提出する必要があります。          ※領収書等に記載される支払年月日から1年以上経過している場合、非課税措置の対象外となり、贈与税の課税対象となりますのでご注意ください。          ※領収書等(原本)をご提示いただけます(写しをとらせていただき原本をお返しいたします)ので、あらかじめご了承ください。          ※一度払戻しをされた資金(全部もしくは一部)を、再び専用口座に入金することはできません。払戻しの際は、教育資金として必要な金額をご確認のうえ、お手続きいただきますようご注意ください。(払戻された資金を教育資金としてお支払いされなかった場合、贈与税の課税対象となります。)</p>			都度方式	後日方式	払戻方法	教育資金を一旦お支払いいただいた後、領収書のご提出とともに、専用口座から払戻しをしていただけます。	あらかじめ専用口座から払戻した資金で教育資金を支払い、後日領収書等をご提出いただけます。	受付店舗	当金庫店舗窓口 (口座開設店のみ可)		払戻し時の必要書類等	通帳、届出印、領収書等(原本)、領収書等明細一覧	通帳、届出印	領収書等(原本)提出	払戻し時に窓口へ提出いただけます。	翌年3月15日までに領収書等明細一覧とともに窓口へ提出いただけます。
	都度方式	後日方式																
払戻方法	教育資金を一旦お支払いいただいた後、領収書のご提出とともに、専用口座から払戻しをしていただけます。	あらかじめ専用口座から払戻した資金で教育資金を支払い、後日領収書等をご提出いただけます。																
受付店舗	当金庫店舗窓口 (口座開設店のみ可)																	
払戻し時の必要書類等	通帳、届出印、領収書等(原本)、領収書等明細一覧	通帳、届出印																
領収書等(原本)提出	払戻し時に窓口へ提出いただけます。	翌年3月15日までに領収書等明細一覧とともに窓口へ提出いただけます。																
<b>利 息</b>	<b>適用金利</b>	●毎日の店頭表示金利を適用する変動金利となります。●適用金利は毎日見直しされます。																
	<b>利払方法</b>	●年2回(2月・8月)の当金庫所定の日に元金に組入れます。																
	<b>計算方法</b>	●1年を365日とする日割計算 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円として利息を計算します。																
	<b>課税方式</b>	●分離課税(20%) 令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%・地方税5%)の税金がかかります。																
<b>手 数 料</b>		なし																
<b>中途解約の取扱い</b>		原則として中途解約はできません。なお、次の①～③いずれかの場合、口座は解約となります。 ①お申込人が満30歳に達した場合、②お申込人が死亡した場合、③預金残高が0円となり契約終了の合意があった場合																
<b>苦情処理措置 紛争解決措置</b>		預金商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店またはお客様相談室(9時～17時、電話:06-6412-5576)にお申し出ください。 兵庫県弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。																
<b>預金保険制度</b>		●預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息等が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息等が保護されます。)																
<b>その他参考となる事項</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●公共料金等の自動支払や給与、年金、配当金、公共債元利金等の自動受取はできません。</li> <li>●キャッシュカードの発行はいたしません。</li> <li>●インターネットバンキング・ATMでのお取引はできません。</li> <li>●「総合口座」の取扱いはできません。また「マル優」の取扱いはできません。</li> <li>●本商品の説明書は当金庫ホームページをご覧ください。また、店頭にもご用意しております。</li> </ul>																

(令和3年4月1日現在)